

議会運営委員会次第

日 時 令和 8 年 8 月 3 日（月）

午後 2 時開議

場 所 第 3 ・ 4 委員会室

1 開会

2 議題

- （１）流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧の見直しについて
- （２）流山市議会議員政治倫理条例の見直しについて
- （３）流山市議会災害対応マニュアルの見直しについて
- （４）グループウェアツールの試行導入について
- （５）私的端末の議場持ち込みの試行運用について
- （６）請願書・陳情書の手引きの改訂について
- （７）流山市議会基本条例逐条解説の改訂について
- （８）その他

3 閉会

流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧見直しシート【集約版】

別紙 1

項 目		整理 番号	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	実施時期	理 由	会派	結論
1	【市民との情報共有の拡充】	ア	1-1-7. A I 音声認識によるリアルタイム字幕の付与	追加	次年度以降	聴覚障害の方でも視覚で追える。	流山 みらい	
		イ	1-1-8. 発言ごとの自動チャプター機能を追加	追加	次年度以降	見たい映像を即座に見れる。	流山 みらい	
2	【市民参加による議会運営】	ウ	2-1. (備考) ツイッター X、Facebook のアカウントを取得していますが、・・・	修正	即座	名称が変わっている	流山 みらい	
3	【分かり易い会議の実現】	エ	3-3-2.3-2-2. 執行部側のプレゼンテーションツールの活用	修正	-	付番誤りのため。	(事務局)	
		オ	3-2-3. プレゼンテーションツールとしての動画の活用	追加	-	冠水時の水の挙動など、動画のほうが共通理解を図りやすい内容については動画を活用する。なお、議事録への対応は静止画の掲載にとどめるか、記録に残さない運用としてもよい。	流政会	
		カ	3-3. 委員会運営における における プロジェクターの活用	修正	-	誤植のため。	(事務局)	
4	【議員の情報活用能力及び活用環境の向上】	キ	4-3. 本会議場における情報端末の利用 ⇒議員個人所有の端末を許可	修正	令和9年5月	議会運営委員会での決定事項	流政会	
			4-3. 本会議場における情報端末の利用	修正		タブレット端末の利用に対して変更となったため。	公明党	

流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧見直しシート【集約版】

別紙 1

項 目		整理 番号	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	実施時期	理 由	会派	結論
4	【議員の情報活用能力及び活用環境の向上】	ク	4-8. オンライン行政視察の実施 体調不良や、家族の都合で視察に参加できない議員が増えている。オンラインツールでつなぎ、視察内容を聞いたり、質問が出来る環境整備を行うことで共通理解をもつ機会損失状況を改善できる。	追加	-	多額の予算を要する視察を有意義なものとする一方、相手方自治体に負担をかけぬよう、流山市側（議員）で主体的に対応できる体制を整える。	流政会	
		ケ	4-9. 議員向け I C T 研修会の実施 操作方法中心の研修から、生成 A I の安全な活用、データに基づく政策立案、情報セキュリティの実践研修へ移行。	追加	次年度以降	政策立案能力の向上	流山 みらい	
5	【ペーパーレスの促進】	コ	5. ペーパーレスの促進（備考） 情報端末ペーパーレス会議システム の導入に伴い、・・・	修正	-	情報端末の配付を中止することが決定しているため。	(事務局)	
		サ	5-1, 5-2, 5-3（備考）を下記の表現に改める。 ⇒電子ベースを基本とし、議員の希望により紙ベースも配付しています。	修正	-	現行の運用に合わせる。それに伴い、5-2の状況は「中止」⇒「継続中」に変更する。	(事務局)	
		シ	5-1-2. 減冊の検討 ⇒状況を「未着手」⇒「継続中」に変更する。	修正	-	各議員へのアンケートを実施しているため。	(事務局)	
		ス	5-8. 会議通知・各種式典等の案内通知の電子 メール 化 また、備考を下記の表現に改める。 ⇒電子ベースを基本とするが、駐車券など電子化できないものもあるため、各種式典等の案内通知は執行部の判断により郵送等でも可とする。	修正	-	グループウェアの導入を予定しているため。	(事務局)	

流山市議会 I C T 推進基本計画に基づく実施計画一覧見直しシート【集約版】

別紙 1

項 目		整理 番号	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	実施時期	理 由	会派	結論
5	【ペーパーレスの促進】	セ	5-11. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	修正	-	アプリを継続する上では利用方法の研修会が必要です。	公明党	
			5-11. 配付したタブレットの利用方法研修会の実施	削除		令和9年度以降、タブレット導入を中止することとしたため。	自由民主党	
		ソ	5-12. ペーパーレス進捗状況の公表	追加	-	議会で推進しているペーパーレス化について、個人の実施状況と全体の進捗状況を合わせて公開してはどうか	流政会	
6	【必要となる I C T 基盤の整備】	タ	6-5. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	削除	-	私的端末の導入の方向性が決まったため。	流政会	
			6-5. 情報端末を全員（議員、職員）に配付	削除		令和9年度以降、タブレット導入を中止することとしたため。	自由民主党	
		チ	6-7. コミュニケーションツール（LINE WORKS等）の導入	追加	令和9年5月	情報共有の円滑化、災害時の連絡体制の強化のため。	自由民主党	

○流山市議会議員政治倫理条例

平成19年3月26日条例第18号

改正

令和4年3月28日条例第8号

令和○年○月○日条例第○号

流山市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、流山市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めるとともに、流山市民（以下「市民」という。）の代表として議員の政治倫理の更なる確立に必要となる事項を定めることにより、流山市議会（以下「議会」という。）が市民の厳粛な信託に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市民の代表としての役割を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、この条例に定める政治倫理に関する自らの事項について、進んでその説明責任を果たすよう努めなければならない。

3 議員は、市民の代表として、互いの立場や主張の相互理解に努め、ハラスメントの発生を未然に防止するよう努めなければならない。

~~3~~ 4 市民は、主権者として自らも市政を担い、特定の個人又は法人の利益のため議員が利用されることがないように、常に議員の活動を見守るよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、議員としての職務に関し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

~~(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)その他公職にある者に対して適用される法律に違反する行為をしないこと。~~

~~(2)~~ ~~(3)~~ 流山市並びに公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社及び流山市が加入する一部事務組合及び広域連合及び流山市が資本金その他これに準ずるものを出資し、又は拠出している公益法人及び株式会社(以下単に「市」と総称する。)が行う許可若しくは認可又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等のために、

有利な取り計らいをしたと見られる行為をしないこと。

~~(3)(4)~~ 議員及び当該議員を推薦し、又は支持する公職選挙法第199条の5第1項に規定する後援団体に対する政治活動に関する寄附として、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある金品を受けないこと。

~~(4)(5)~~ 常に議員として市民の利益を優先し、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある金品を受けないこと。

~~(5)(6)~~ 市の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するような働きかけをしないこと。

~~(6)(7)~~ 市の職員の採用、昇任又は人事異動に関して、特定の個人の推薦、紹介等の行為をしないこと。

~~(8) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条第1項に規定する酒気帯び運転その他の市民の安心安全を脅かすおそれのある違法行為をしないこと。~~

~~(7) 議員は、その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしてはならない。また、人権侵害のあるおそれのあるハラスメント行為(定義等については、規則で定める。)をしてはならない。~~

~~(8) 発言又は情報発信を行う場合(各種媒体を利用した情報発信を含む。)は、他人の名誉を毀損し、人格を侵害し、又は虚偽の情報を流布する行為をしないこと。~~

~~(9) 職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。~~

~~(10) 暴力団(流山市暴力団排除条例(平成24年流山市条例第25号)第2条第1号に規定する暴力団をいう)等反社会的勢力に関与し、又は関係を保つ行為をしないこと。~~

~~(11) 本会議、委員会、協議会等の議会活動を優先して取り組むとともに、議会全体に関わる事項について積極的に情報収集に努めること。~~

~~2 市民の意見等に基づき、市政の課題や不適切な事務執行の疑いがある事項について、必要な調査を行い、是正を求め、又は指摘を行うことを妨げるものではない。ただし、その態様が社会通念上相当と認められる範囲を超えないものとする。~~

(宣誓書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の宣誓を行い、議員の任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により議員となった者にあつてはその選挙の期日とし、繰上補充により当選人と定められた議員にあつてはその当選の効力発生の日とする。)から30日以内に、別に定める宣誓書を流山市議会議長(以下「議長」という。)に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると

議長が認めたときは、この限りでない。

(納税等状況報告書の提出)

第5条 議員は、流山市が徴収する税金等について納税等の状況を記載した報告書（以下「納税等状況報告書」という。）を、毎年、議長が指定する日までに作成し、納税等の状況を証する資料を添付して、遅滞なく議長に提出しなければならない。ただし、規則で定める議員については、この限りでない。

2 前項の規定により作成された納税等状況報告書は、議長においてその要旨を公表するとともに、5年間保存しなければならない。

(調査請求)

第6条 公職選挙法第9条第2項の規定により議員の選挙権を有する者（以下「有権者」という。）又は議員は、議員が第3条に掲げる政治倫理基準（以下「政治倫理基準」という。）に違反していると認めるときは、有権者にあつては、有権者数の500分の1以上の、議員にあつては、議員総数の4分の1以上の署名により、議長に対し、議員の政治倫理基準に違反する行為の存否について調査の請求（以下「調査請求」という。）をすることができる。この場合において、当該調査請求を行う者は、議員が政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付した調査請求書を、議長に提出しなければならない。

(調査請求の受理等)

第6条の2 議長は、前条の規定による調査の請求があつたときは、速やかに当該対象議員に対しその旨を通知し、相当の期間を定めて弁明（又は意見）の機会を与えることができる。

2 当該対象議員は弁明書（又は意見書）を議長に提出することができる。

3 議長は、前項の規定により提出された弁明書等の写しを、遅滞なく全議員に送付しなければならない。

4 議長は、受理した調査請求書及び弁明書等の内容を精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議会運営委員会の意見を聴いた上で、市長への送付を行わず、却下することができる。

(1) 調査請求の内容が、明らかに事実と反すると認められるとき。

(2) 既に審査を受けた事項と同一であり、新たな証拠の提示がないとき。

5 議長は、前項の規定により却下した場合であっても、対象議員の行為が社会通念上相当と認められる範囲を超えるときは、議長が口頭で注意することができる。

6 議長は、第4項の規定により調査の請求を却下したときは、その旨及びその理由を請求者に通

知するとともに、これを議会に報告（又は公表）しなければならない。

（政治倫理基準違反の調査等）

第7条 議長は、前条に第6条の2の規定する調査請求を受けたときは、による手続を終えた後、同条第4項の規定により却下する場合を除き、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を依頼するため、~~直ち~~速やかに調査請求書及び、添付書類及び同条第2項の規定により提出された弁明書等の写しを市長に送付するものとする。

2 市長は、前項の規定により議長から調査請求書及び添付書類の写しの送付を受けたときは、流山市政治倫理審査会条例（平成19年流山市条例第19号。以下「審査会条例」という。）の規定に基づき設置される流山市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）に政治倫理違反行為の存否についての調査を行わせるものとする。

（議長の協力義務）

第8条 議長は、審査会条例第7条第1項の規定による依頼があったときは、審査会の調査等に必要資料を提出しなければならない。

（議員の協力義務）

第9条 議員は、審査会条例第7条第2項の規定による求めがあったときは、審査会の調査等に必要資料を提出しなければならない。

2 議員は、審査会条例第7条第3項の規定による求めがあったときは、審査会に出席し、意見を述べ、又は説明をしなければならない。

3 議長は、審査会条例第7条第5項の規定により、市長から議員が審査会の求めに応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

（調査報告書の公表等）

第10条 市長は、審査会条例第6条の規定により審査会から調査報告書の送付を受けたときは、速やかにその写しを議長に送付しなければならない。

2 議長は、前項の規定により市長から調査報告書の写しの送付を受けたときは、その内容を調査請求した有権者又は議員に通知しなければならない。

3 前項の調査報告書の写しは、議長においてその要旨を公表するとともに、3年間保存しなければならない。

（調査結果の尊重）

第11条 議会は、審査会の調査結果を尊重し、政治倫理基準に違反したと指摘された議員に対して、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(審査対象議員に対する措置)

第11条の2 議長は、前条の規定による報告を尊重し、議会運営委員会の議決を経て、次の各号のいずれかの措置を講ずることができる。

(1) 口頭注意（議長が審査対象議員に対し口頭で注意すること。）

(2) 文書による戒告（議長が審査対象議員に対し文書で戒告し、及び当該戒告文書を公表すること。）

(3) 議場における陳謝の勧告（議長が審査対象議員に対し議場において陳謝すべきことを文書で勧告し、及び当該勧告文書を公表すること。）

(4) 一定期間の出席自粛の勧告（議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する出席自粛勧告決議案を提出すること。）

(5) 議員辞職の勧告（議会運営委員会が本会議に審査対象議員に対する議員辞職勧告決議案を提出すること。）

(6) その他議会が必要と認める措置

2 議長は、前項に規定する措置（同項第1号に規定する口頭注意を除く。）を講じたときは、その事実を本会議で報告するとともに市民に公表し、及び審査請求した者に対し、その旨を報告しなければならない。

3 議長は、審査会の意見又は勧告と異なる内容の措置を講じたときは、前項の規定による公表及び報告において、異なることとなった理由を示さなければならない。

4 議長は、第1項第4号及び第5号に定める決議案（出席自粛や辞職勧告）が提出されたときは、その審議の後に、審査対象議員に意見表明の機会を与えなければならない。

(研修の実施及び受講)

第12条 議長は、議員の政治倫理意識の向上、ハラスメントの防止及び円滑な議会運営に資するため、専門家等による研修を実施しなければならない。

2 議員は、前項の研修を受講しなければならない。

(委任)

第13条第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第5条から第11条までの規定は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日において議員である者に対する第4条の規定の適用については、同条中「議員の任期開始の日」とあるのは「この条例の施行の日」とする。

附 則（令和4年3月28日条例第8号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和〇年〇月〇日条例第〇号）

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

○流山市議会議員政治倫理条例施行規則

平成19年3月30日議会規則第3号

改正

平成29年10月23日議会規則第2号

令和3年3月30日議会規則第1号

令和4年3月28日議会規則第2号

令和〇年〇月〇日議会規則第〇号

流山市議会議員政治倫理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市議会議員政治倫理条例（平成19年流山市条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(ハラスメントの定義)

第2条 条例第3条第1項第7号に規定するハラスメントとは、次に掲げるものをいう。

- (1) パワーハラスメント 職務上の地位、権限又は人間関係などの優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、他の議員、市の職員等の就業環境を害し、又は精神的若しくは身体的な苦痛を与えること。
- (2) セクシュアルハラスメント 他の議員、市の職員等に対する意に反する性的な言動であつて、当該言動に対する対応によりその者に不利益を与え、又は当該言動により就業環境を害すること。
- (3) マタニティハラスメント（妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント） 他の議員、市の職員等に対する妊娠、出産、育児又は介護に関する制度若しくは措置の利用に関する言動、又は妊娠、出産等したことに関する言動により、就業環境を害すること。
- (4) その他のハラスメント 前各号に掲げるもののほか、モラルハラスメント等、他の者が不快に感じる言動又は人権侵害のおそれのある行為。

(宣誓書)

第3条第2条 条例第4条に規定する宣誓書は、宣誓書（別記第1号様式）とする。

(納税等状況報告書)

第4条第3条 条例第5条第1項に規定する納税等状況報告書は、納税等状況報告書（別記第2号様式）とし、同項に定める税金等の種類は、次に定める税金等（前年度分のものに限る。）とする。

- (１) 市民税
- (２) 県民税
- (３) 軽自動車税
- (４) 固定資産税
- (５) 都市計画税
- (６) 国民健康保険料
- (７) 介護保険料
- (８) 後期高齢者医療保険料
- (９) 水道料金
- (10) 下水道料金

２ 条例第５条第１項ただし書に規定する規則で定める議員は、任期１年目の議員（連続して当選した者を除く。）とする。

（納税等状況報告書の訂正）

第５条第４条 議員は、前条第１項の納税等状況報告書を訂正しようとするときは、納税等状況報告書訂正届（別記第３号様式）により訂正を行うものとする。

（調査請求）

第６条第５条 条例第６条の規定により、有権者が調査請求する場合の調査請求書は、調査請求書（別記第４号様式）とし、同条の規定により議員が調査請求する場合の調査請求書は、調査請求申出書（別記第５号様式）とする。

（調査請求書等の送付）

第７条第６条 条例第７条第１項の規定により、審査会への調査を市長に依頼するため、調査請求書及び添付書類の写しを市長に送付するときは、調査請求書等送付書（別記第６号様式）を作成して送付するものとする。

（公表）

第８条第７条 条例第５条第２項の規定による納税等状況報告書の要旨の公表、条例第９条第３項の規定による議員の協力義務違反の公表及び条例第１０条第３項の規定による調査報告書の要旨の公表は、次に掲げる方法のうち議長が定める方法により行うものとする。

- (１) 流山市議会の広報紙への掲載
- (２) 流山市議会ホームページへの掲載

（研修の実施回数）

第9条 条例第12条第1項の規定による研修は、議員の改選後速やかに実施するほか、概ね2年に1回程度実施するものとする。

(委任)

第10条第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月23日議会規則第2号)

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日議会規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日議会規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和○年○月○日議会規則第○号)

この規則は、令和○年○月○日から施行する。

別記

第1号様式 (第3条第2条関係)

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

宣 誓 書

議員氏名

私は、流山市議会議員政治倫理条例に規定する政治倫理基準を遵守することを誓います。

第2号様式（~~第4条第3条~~関係）
第2号様式（第3条関係）

年 月 日

流山市議会議員 様

議員氏名

納 税 等 状 況 報 告 書

流山市議会議員政治倫理条例第5条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

税金等の種類	納付	一部納付	未納付	非該当
市民税・県民税				
軽自動車税				
固定資産税・都市計画税				
国民健康保険料				
介護保険料				
後期高齢者医療保険料				
水道料金				
下水道料金				

納付、一部納付、未納付及び非該当のいずれかに○をしてください。

第3号様式（第5条第4条関係）
第3号様式（第4条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

議員氏名

納税等状況報告書訂正届

流山市議会議員政治倫理条例施行規則第4条の規定により、下記のとおり訂正します。

記

税金等の種類	納付	一部納付	未納付	非該当
市民税・県民税				
軽自動車税				
固定資産税・都市計画税				
国民健康保険料				
介護保険料				
後期高齢者医療保険料				
水道料金				
下水道料金				

納付、一部納付、未納付及び非該当のいずれかに○をしてください。

第4号様式（~~第6条第5条~~関係）
第4号様式（第5条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

（調査請求代表者）

住 所

氏 名

調 査 請 求 書

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、下記のとおり調査を請求します。

記

- 1 調査請求の対象者
- 2 調査請求の対象となる事由の該当条項
- 3 調査請求の対象となる事由の内容
- 4 調査請求の対象となる事由を証する資料

(2枚目)

調 査 請 求 者 署 名 簿

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定により、政治倫理基準に違反していると疑うに足る事実を証する資料を添付して、政治倫理基準に違反する行為の存否についての調査を請求するため、署名いたします。なお、流山市議会議長が、選挙管理委員会に対し、選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めることについても同意します。

年 月 日

(調査請求代表者)

住 所

氏 名

(3枚目以降)

番号	住 所	署 名	備 考

- (注) 1 署名簿は、各署名簿に通じる一連番号を付すこと。
2 署名は、自署すること。
3 備考欄には、何も記入しないこと。

第5号様式（第6条第5条関係）
第5号様式（第5条関係）

年 月 日

流山市議会議長 様

調査請求者

議員氏名

〃

〃

〃

〃

〃

〃

調 査 請 求 申 出 書

流山市議会議員政治倫理条例第6条の規定に基づき、下記のとおり調査請求を申し出ます。

記

- 1 調査請求の対象議員
- 2 調査請求の対象となる事由の該当条項
- 3 調査請求の対象となる事由の内容
- 4 調査請求の対象となる事由を証する資料

第6号様式（第7条第6条関係）
第6号様式（第6条関係）

第
年 月 日 号

調査請求書等送付書

流山市長 様

流山市議会議長 印

年 月 日に提出のあった調査請求書について、流山市議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定により、次のとおり事案を送付します。

調査請求の対象者	
調査請求の対象となる事由の該当条項	
調査請求の対象となる事由の内容	
調査請求の対象となる事由を証する資料	
調査請求書の審査状況	
備 考	

議会運営委員会における参考人招致（案）
（流山市議会議員政治倫理条例の見直しに関する協議）

1 日時及び場所

令和8年10月26日（月）午後2時から
第3・4委員会室

2 案件

流山市議会議員政治倫理条例の見直しに関する協議

3 参考人の氏名

（1）田村 茂雄 氏

（弁護士、流山総合法律事務所）

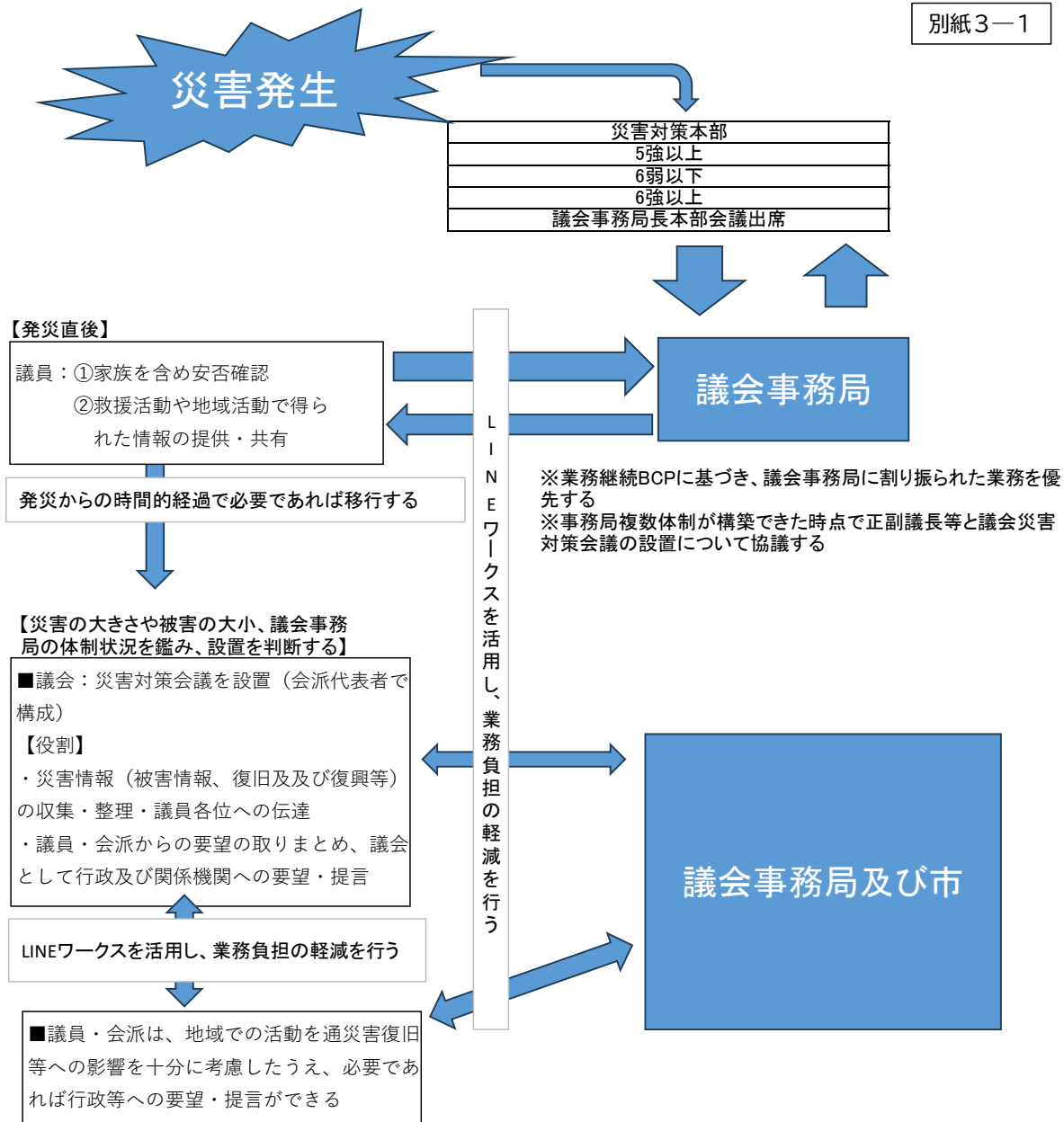
（2）帖佐 直美 氏

（弁護士、晴海パートナーズ法律事務所）

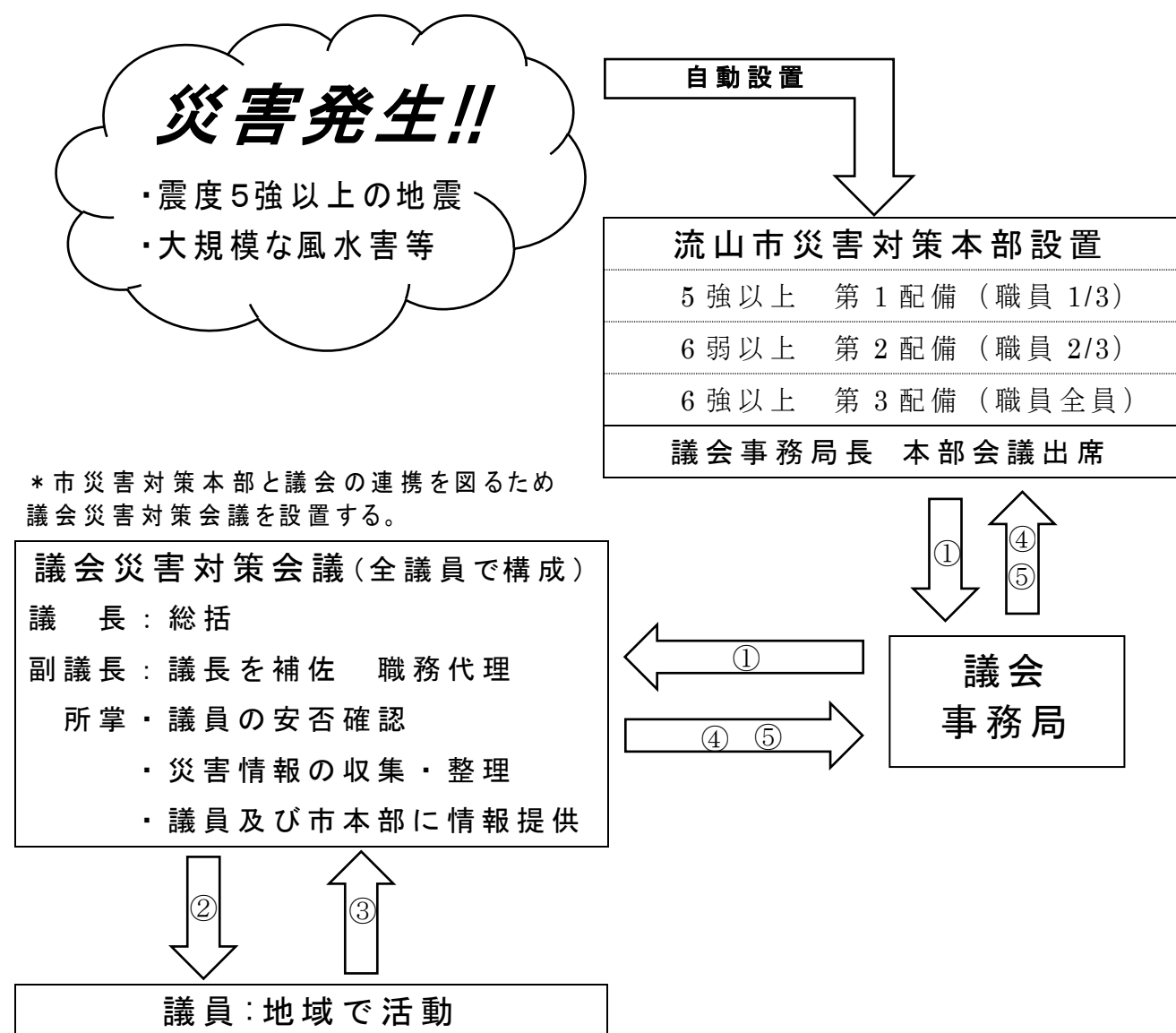
項 目	会派	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	理由
流山市議会 災害発生時対応フロー図	流政会	③議員は自身の安否、連絡先等を速やかに報告し、連絡体制を確立する。、ICT上にある議会災害対策会議の情報共有連絡網に対し、自身の安否や連絡先等を速やかに報告する。また、地域活動を通じて把握した被災情報、や必要な支援策等を議会災害対策会議に報告する。についても、同連絡網に報告する。	修正	①電話はつながりにくいこと ②連絡先を一本化できないとただでさえ混乱している災害時に混乱を招きかねないこと ③霧島市で災害時に有効な情報共有としての実績があること
		議会災害対策会議（全議員で構成） 議長：総括 副議長：議長を補佐（職務代理） 所掌：議員の安否確認 ・災害情報の収集・整理 ・議員及び市本部に情報提供 全議員で構成し、ICT上にある議会災害対策会議の情報共有連絡網で情報収集、集約し、執行部との効率的、かつ効果的な連携体制を整える	修正	
	公明党	災害発生！！ ・震度5強以上の地震 ・大規模な風水害等 ・大規模停電、線状降水帯発生、国民保護事案（大規模感染症） （議会災害対策会議の設置基準とする）	追加	近年の線状降水帯による水害、能登半島地震、感染症対応など踏まえて見直すべき。
		③議員は、発災直後は自らの安全確保を最優先とし、市災害対策本部の活動を妨げない。自身の安否、連絡先等を速やかに報告し、連絡体制を確立する。また、議会災害対策会議からの参集要請があるまでは地域で情報収集・支援活動を行ない、地域活動で把握した被災情報、必要な支援策等を議会災害対策会議に報告する。	追加	混乱を招かないため。
	日本共産党	別紙イメージのとおり	修正	

項 目	会派	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	理由
流山市議会 災害対応マニュアル	流政会	(4)・・・自動車以外の方法で状況に応じた移動手段を判断して参集する。	修正	自動車以外の方法で参集、ということが(被災状況にもよるが)現実的とは思えないため。
		平時の対応(マニュアルの周知や定期的な訓練)について ・連絡網の作成と連絡訓練の実施(1年に2回程度)	追加	1 災害発生時について ということをマニュアル化しているが、平時から訓練していないと、このマニュアルが形骸化してしまつて機能しない懸念があるため。
		(3)議員は、地域活動を通して把握した地域の被災状況や必要な支援策等を、 <u>議会災害対策会議ICT上にある議会災害対策会議の情報共有連絡網</u> に報告する。	修正	①電話はつながりにくいこと ②連絡先を一本化できないとただでさえ混乱している災害時に混乱を招きかねないこと ③霧島市で災害時に有効な情報共有としての実績があること
		議会事務局の連絡先 1 電 話 04-7150-6099 2 FAX 04-7150-2863 3 メール gikai@city.nagareyama.chiba.jp	削除	ICT上にある議会災害対策会議の情報共有連絡網に一本化する
	公明党	(1)大規模災害が発生した時は、議員は議会事務局に発災後24時間以内に安否(自身及び家族の安否、自宅周辺の被害、自身の連絡先等)を <u>LINE WORKS等により</u> 報告する。	修正	議員の安否確認、地域の被害状況や避難所状況の報告、地域住民への支援や情報収集の報告などこれらの情報共有をリアルタイムで円滑にするための通信手段の確保と明記が必要と考える。
		(3)議員は、地域活動を通して把握した地域の被災状況や必要な支援策等を、 <u>LINE WORKS等により</u> 議会災害対策会議に報告する。	修正	複数の議員や同案件の地域情報のスクリーニングのため。
		休日・夜間発災時における事務局職員の参集基準や発災時の初期行動における議会災害対策会議の立ち上げを明記。	追加	休日・夜間発災時における事務局職員の参集基準や発災時の初期行動における議会災害対策会議の立ち上げをスムーズに図るため。
	日本共産党	1 目的 災害時において、議会は市災害対策本部との連携を図るとともに、市民からの情報収集・情報共有及び必要な提言・要望を行う。	追加	災害時に、議会(議員の集合体)として求められる役割を明確化し、議会の役割を期数に関係なく理解を深めるため
		(5)災害情報の確認や市災害対策本部への要望、提言等は、 <u>緊急の場合を除き、議員個人や会派としては行わず、議会災害対策会議として行うものとする。議会災害対策会議のほか、議員又は会派においても必要に応じて行うことができる。</u>	修正	議員としての活動を制限することがないように議員(会派含む)活動として市への要請活動を明文化する
		市総合防災訓練時の練習	追加	あわてないため

項 目	会派	具体的な箇所 (追加の場合は追加箇所を明示)	見直しの内容 (追加/修正/削除)	理由
流山市議会 災害対応マニュアル	流山 みらい	(1) 大規模災害が発生した時は、議員はLINE WORKS、電話、FAX、メールなどのいずれかの方法により、議会事務局に発災後24時間以内に安否（自身及び家族の安否、自宅周辺の被害、自身の連絡先等）を報告する。	修正	現時点の電話・FAX・メールだけでなく導入検討中のLINE WORKSを明記
		(4) 議会災害対策会議から参集指示があった時は、議員は防災服又は防災活動に支障のない安全な服装とし、自身の食料や飲料水等を携行し、自動車以外の方法で参集する。ただし、災害の状況その他やむを得ない事情により参集が困難な場合は、オンラインその他の方法により議会災害対策会議に参加することができる。	修正	登庁できない場合も想定する必要がある。
	自由 民主党	1 災害発生時について (1) 安否の報告について 安否の報告手段について、「LINE WORKS」を明記する。	修正	平成30年時点では有効なコミュニケーションツールが存在していなかったことと連絡手段の一本化により、迅速な状況把握を実現する。
		1 災害発生時について (2) 災害状況の把握について 「安心メール等」を「流山市LINE公式アカウントや議会LINE WORKS等」に改める。	修正	安心メールは廃止されている。
		議会事務局の連絡先 LINE WORKSに開設するグループ「災害対応」に一本化する。	削除	以前専用の携帯電話等を設定しているが事務局にて保管したまま。
		安否確認訓練の実施 LINE WORKSによる安否確認訓練を毎年実施する。	追加	模擬災害を想定して、安否確認から情報収集連絡、情報共有まで一連の流れでの訓練への毎年順次アップグレードしてゆく。 マニュアルを作って終わりではなく、使える手段としてより多くの議員がそれに習得する必要がある。
		兼務の禁止規定 災害発生時に地域での活動が必要となる自治会・消防団・自主防災組織などの主要ポストとの兼務を禁止する。	追加	災害発生時の議員としての活動とこれら組織における活動が干渉することの回避。



流山市議会災害発生時対応フロー図



*市災害対策本部と議会の連携を図るため議会災害対策会議を設置する。

流山市議会災害対応マニュアル

1 災害発生時について

- (1) 大規模災害が発生した時は、議員は議会事務局に発災後24時間以内に安否（自身及び家族の安否、自宅周辺の被害、自身の連絡先等）を報告する。
- (2) 議員は、各地域において住民の安全確保等地域活動に従事するとともに、安心メール等で災害情報全般を把握する等、地域の被害情報や必要な支援策等の把握に努める。
- (3) 議員は、地域活動を通して把握した地域の被災状況や必要な支援策等を、議会災害対策会議に報告する。
- (4) 議会災害対策会議から参集指示があった時は、議員は防災服又は防災活動に支障のない安全な服装とし、自身の食料や飲料水等を携行し、自動車以外の方法で参集する。
- (5) 災害情報の確認や市災害対策本部への要望、提言等は、緊急の場合を除き、議員個人や会派としては行わず、議会災害対策会議として行うものとする。

議会事務局の連絡先

1	電話	04-7150-6099
2	FAX	04-7150-2863
3	メール	gikai@city.nagareyama.chiba.jp

※上記連絡先が使用できない場合などは、下記の番号、アドレスに連絡します。

- | | | | |
|---|--------|----|-----|
| 1 | 議会事務局① | 電話 | メール |
| 2 | 議会事務局② | 電話 | メール |

*流山市では、市内で震度5強以上の地震や大規模な風水害等が発生した場合は、市災害対策本部を設置することを流山市地域防災計画で規定しています。

*流山市議会は、流山市災害対策本部が設置された場合、議長の総括のもと、市本部との連携を図るため、自動的に議員全員によって構成される議会災害対策会議を設置します。

*議会災害対策会議は市災害対策本部の廃止と同時に廃止とします。

グループウェアツールの試行導入（案）

1 趣旨

今後のペーパーレス化の検討に当たり、通知手段の迅速化及び情報共有の円滑化を図るため、グループウェアの試行運用を実施する。

また、災害対応マニュアルの見直しに関する議論において、議員間の連絡体制の整備及びITツールの活用に関する意見が出されていることから、平時及び災害時を想定した連絡手段としての有効性についても併せて検証する。

2 使用するアプリケーション

LINE WORKS（無料版）

3 対象者

正副議長、議会運営委員会委員及び議会事務局職員

4 実施期間

本日から10月6日（火）（第3回定例会最終日）まで

5 試行内容

- （１）トーク機能による連絡、通知
- （２）カレンダー機能による会議日程等の共有
- （３）掲示板機能による通知、お知らせの配信
- （４）アンケート機能による安否確認訓練

6 検証項目

- （１）通知の迅速性及び確実性
- （２）操作性及び利便性
- （３）情報共有のしやすさ
- （４）災害時等の連絡手段としての有効性
- （５）導入及び運用に係る課題

7 検証結果の取扱い

試行運用終了後、議会運営委員会において結果を共有し、今後の活用の可否について協議する。

私的端末の議場持ち込み試行運用（案）

１ 試行期間

令和８年第３回定例会会期中

２ 対象会議

本会議

３ 対象者

議員

４ 試行内容

- （１）情報端末の持ち込み及び使用については、別紙５－２のとおり試行する。
- （２）「留意点」及び「不適切な使用に対する措置」は案のとおり運用する。
- （３）「承諾書の提出」については、試行期間中は求めないこととし、試行結果を踏まえて必要性を検討する。

５ 試行後の対応

第３回定例会終了後、試行結果及び課題を整理し、規定内容について最終調整を行う。

６ 試行後の検証項目（案）

- （１）打鍵音などの周囲への影響について
- （２）不適切な使用が見受けられたか
- （３）通信・操作に関する運用上の課題について
- （４）承諾書の提出を求める必要性について

本会議・委員会等における情報端末の取り扱いについて

1 留意点

- (1) 議員及び執行部が議場及び委員会室に持ち込む情報端末は、使用するタブレット端末、パソコンその他の情報端末（マウスやキーボード、タッチペン等の周辺機器類を含む。携帯電話（スマートフォン）は除く。）とし、議長、委員長その他会議を主宰する者の許可は不要とする。
- (2) 情報端末の使用は、会議資料の閲覧、議事に関する調査、メモ作成その他議会活動に必要な範囲に限る。
※キーボードを使用する場合は、打鍵音について周囲に配慮すること。
- (3) 会議中に電子メール、SNSその他外部との通信を行ってはならない。
- (4) 通信機能の使用は、会議に係る範囲に限るものとする。
- (5) 写真撮影及び録画は行わないこと。
- (6) ゲーム、動画視聴等、審議に関係のない操作は禁止とする。
- (7) 消音設定（マナーモード）を徹底すること。
- (8) 議員は、情報漏えい防止及びセキュリティ確保に努めるものとする。

2 承諾書の提出

議員は、上記の留意点を遵守する旨の承諾書を議長に提出しなければならない。

3 不適切な使用に対する措置

議長、委員長その他会議を主宰する者は、会議の秩序維持のため必要があると認めるときは、情報端末の使用を制限することができる。

改訂（案）

請願書・陳情書の手引き

令和5年12月19日（議会運営委員会 決定）

令和8年 〇月 〇日（議会運営委員会 改訂）

流山市議会

請願書・陳情書の手引き

(趣旨)

- 1 請願及び陳情の取扱いについては、地方自治法、流山市議会会議規則、流山市議会委員会条例に定めがある場合を除き、この手引きの定めるところによります。

(記載事項等)

< 請願 >

- 1 邦文（日本語）を用いて、紙ベースの書面で、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしてください。
- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしてください。提出者が2人以上の場合は代表者を定めてください。定めのない場合は、その筆頭者を代表者とみなします。
- 3 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしてください。なお、正副議長、所管委員会の委員は、紹介議員にならないこととしています。
- 4 一つの案件ごとにして提出してください。内容が2以上にわたる場合は別書としてください。別書しがたい場合は、事項を明確に区別してください。

< 陳情 >

- 5 陳情については、おおむね請願と同様に取り扱っておりますが、市議会議員の紹介は不要です。

< 請願・陳情共通 >

- 6 請願（陳情）者数人連署のものは請願（陳情）者ほか何人と記載してください。

- 7 請願書及び陳情書は議長あてに提出してください。（市長あてなどのものは受付できません。）

（受付）

- 1 請願及び陳情は、会期中、閉会中を問わず、議会事務局（市役所第1庁舎4階）に持参してください。受付時間は午前9時から午後4時30分までとなります。請願及び陳情は、定例会招集告示日3日前（土・日・祝日を除く）午後~~5時~~4時30分までに受理したものをその定例会で審査します。それ以後に受理したものについては次の定例会で審査することとなります。
- 2 郵送された陳情については、全議員へ参考配付とし、審査されません。
- 3 1年以内に提出され審査した陳情で、同一趣旨のものにして、情勢の変化、陳情者名、中身の変化のないものについては、その写しを全議員へ参考配付とし、審査されません。
- 4 提出時に議会事務局職員から特に重要な事項（別添のとおり）の説明をしますので、内容をよく確認の上、署名ください。署名いただけない場合は、参考配付とし、審査されません。
- 5 提出された請願書（陳情書）に誤字脱字があった場合、議会事務局職員から連絡し、訂正されるかどうかを伺います。
- 6 提出された請願書（陳情書）のWordなどの電子データを議会事務局へメールで送付くださいますようお願いいたします。

議会事務局メールアドレス：gikai@city.nagareyama.chiba.jp

（委員会付託・審査）

- 1 提出された請願・陳情は定例会初日の2日前に開催される議会運営委員会においてその内容により付託委員会が決定されます。（陳情は議会運営委員会で1名以上の賛同があったものが委員会付託・審査されます。賛同がない場合は全議員への参考配付とし審査されません。）付託

委員会が決定しましたら、議会事務局職員から審査日時等をお知らせします。

- 2 請願又は付託する陳情の内容が2以上の常任委員会（議会運営委員会を含む。）の所管事項に属する場合は、2以上の請願又は陳情が提出されたものとみなし、それぞれ所管の委員会に付託し審査します。
- 3 委員会審査時に、意見陳述を希望される場合は、代表者又はその代理人1人（代理人が意見陳述する場合は委任状を御提出ください）が、1案件につき概ね5分以内で、議会事務局職員が指定する場所において請願（陳情）する事項に関することのみ、発言してください。5分が経過し、委員長より陳述をまとめるよう案内された際は、指示に従っていただきますようお願いいたします。なお、この意見陳述は、休憩中に行われることから会議録には掲載されず、Y o u T u b eでの配信も行われません。
- 4 委員から請願（陳情）者へ質疑される場合がありますので、その際は回答をお願いします。請願（陳情）者から委員へ質問することはできません。また、この質疑は休憩中に行われることから、会議録には掲載されず、Y o u T u b eでの配信も行われません。
- 5 委員会では、必要に応じて、市職員の出席を求め、市当局に見解を求める場合があります。
- 6 委員会は、審査の結果を「採択すべきもの」、「不採択とすべきもの」により意見を付け、議長に報告します。また、委員会として意見が決定できない場合、「継続審査」となる場合があります。「継続審査」の場合、本会議で許可されたのち、再度、審査が行われます。

（本会議での議決）

- 1 委員会での審査結果を参考に、本会議において議員が表決し、最終的な「採択」、「不採択」が決定されます。
- 2 採択された場合は、その内容により、市政に関するものは市長に送付します。議会での議決後の市当局の対応については、直接、担当課へお尋ねください。また、意見書の提出を求めるものは、別途意見書が本会

議に提出され、議決されます。意見書の内容については、市議会ホームページから御確認できます。

（取下げ）

- 1 請願は、請願者の申し出により、委員会に付託される以前のものについては議長の承認を得て、委員会付託後のものについては、議会の意思決定前に限り当該委員会の承認を得た後に議会の同意を得て、取り下げることができます。
- 2 陳情は、陳情者の申し出により取り下げることができます。なお、陳情が委員会付託後に取り下げられた場合は、付託委員会でその旨が報告されます。

（個人情報の取扱い）

- 1 提出された請願書・陳情書については、氏名、住所、印影を含む全文が全議員及び市当局に提供されます。また、氏名、住所、印影を黒塗りにした本文が本会議・委員会等での傍聴、市議会ホームページにおいて、公開されます。
- 2 提出された請願書・陳情書については、公文書として情報公開の対象となります。
- 3 提出された、個人情報は、請願（陳情）にのみ利用し、他の目的には利用いたしません。

（その他）

- 1 提出された請願書・陳情書本文とは別に審査資料を委員に配付したい場合は、定例会開会日前日までに、9部を議会事務局へ提出してください。提出された資料は、委員会審査日の1週間前を目途に、委員へ配付します。また、審査のため市当局へ配付されることがあります。審査資料として、市議会ホームページへの掲載を希望する場合は、著作権等に抵触しないことを確認の上、その旨を議会事務局へお申し出ください。

- 2 署名簿は、同一書面内に請願（陳情）の件名、本文（本文が長文の場合は、請願者・陳情者において十分な説明を署名者にした上で省略可）及び趣旨に加え署名欄を設け、住所を記載し、署名又は記名押印をしてください。

なお、署名簿は、返却しません。また、提出された署名簿はその請願・陳情が議決されるまでの間は、議員からの求めに応じ、閲覧の対象となります。

また、署名簿を追加提出される場合は、開会日の翌週の月曜日（休日の場合は翌日）の~~17時~~午後4時30分までに提出してください。

（施行期日）

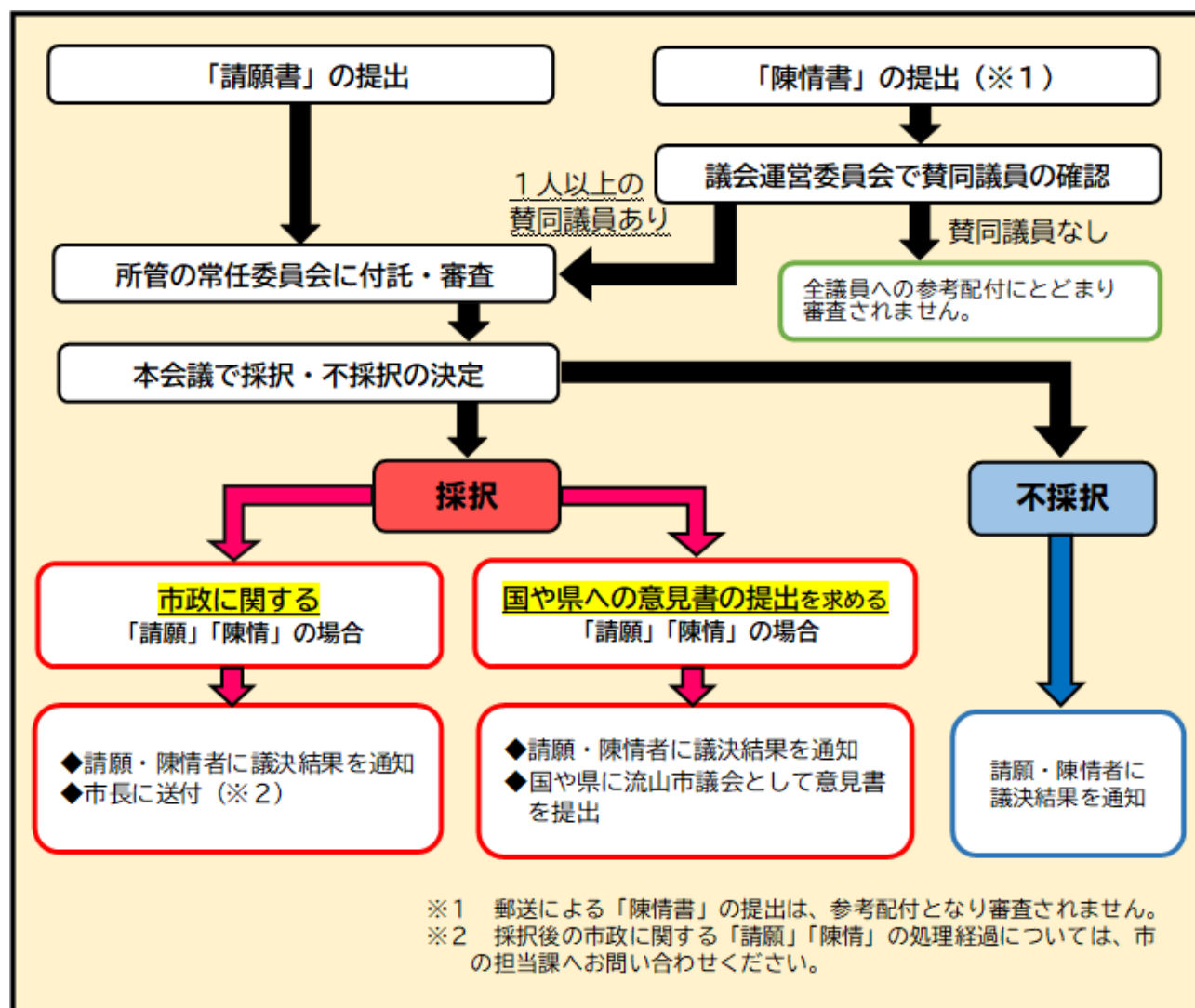
- 1 この手引きは、令和6年1月1日から施行し、令和6年第1回定例会で取り扱う請願及び陳情から適用します。

2 令和8年〇月〇日の改訂において、陳情における議会運営委員会での賛同議員の確認については、令和8年第3回定例会で取り扱う陳情から適用し、提出の受付時間及び署名簿の追加提出の期限変更については、令和8年10月1日から適用します。

（経過措置）

- 1 この手引きによる規定は、施行の日以後に提出された請願及び陳情について適用し、同日前に提出された請願及び陳情については、なお従前の例によります。

審査の流れ



請願（陳情）を御提出される方へ

下記の重要事項をよくお読みいただいた上、□の中にチェック（✓）をお入れください。

〔重要事項〕

- 1年以内に提出され審査した陳情で、同一趣旨のものにして、情勢の変化、陳情者名、中身の変化のないものについては、その写しを全議員へ参考配付とし、審査されません。
- 委員会審査時に、意見陳述を希望される場合は、代表者又はその代理人1人（代理人が意見陳述する場合は委任状を御提出ください）が、1案件につき概ね5分以内で、議会事務局職員が指定する場所において請願（陳情）する事項に関することのみ、発言してください。5分が経過し、委員長より陳述をまとめるよう案内された際は、指示に従っていただきますようお願いいたします。なお、この意見陳述は、休憩中に行われることから会議録には掲載されず、Y o u T u b eでの配信も行われません。
- 委員から請願（陳情）者へ質疑される場合がありますので、その際は回答をお願いします。請願（陳情）者から委員へ質問することはできません。また、この質疑は休憩中に行われることから、会議録には掲載されず、Y o u T u b eでの配信も行われません。
- 提出された請願書・陳情書については、氏名、住所、印影を含む全文が全議員及び市当局に提供されます。また、氏名、住所、印影を黒塗りにした本文が本会議・委員会等での傍聴、市議会ホームページにおいて、公開されます。
- 提出された請願書・陳情書については、公文書として情報公開の対象となります。
- 提出された請願書・陳情書本文とは別に審査資料を委員に配付したい場合は、定例会開会日前日までに、9部を議会事務局へ提出してください。提出された資料は、委員会審査日の1週間前を目途に、委員へ配付します。また、審査のため市当局へ配付されることがあります。審査資料として、市議会ホームページへの掲載を希望する場合は、著作権等に抵触しないことを確認の上、その旨を議会事務局へお申し出ください。

【御希望について】

当てはまる項目にチェックをお入れください。

- ・ 意見陳述を希望しますか。
□有 □無
- ・ 請願書（陳情書）とは別に、審査資料の委員への配付を希望しますか。
□有 □無
- ・ 委員に配付する資料について、市議会ホームページへの掲載も希望しますか。
□有 □無

私は、上記について説明を受け、全て了承しました。

（署名又は記名押印願います）

____年 ____月 ____日

名 前 _____

委任状

代理人（受任者）

住 所 _____

団体名・氏名 _____ 印

上記の者を私の代理人に選任し、下記の権限を委任したのでお届けします。

記

委任事項

令和 年 月 日付けで提出した

「 _____ 」
についての意見陳述。

令和 年 月 日

請願（陳情）者

住 所 _____

団体名・氏名 _____ 印

流山市議会議長 宛て

〔流山市議会基本条例〕

平成 2 1 年 3 月 2 4 日可決（4 月 1 日施行）

逐条解説

「今・変わる！流山市議会」

平成 2 1 年 3 月
（平成 2 2 年 2 月一部改正）
（平成 2 3 年 9 月一部改正）
（平成 2 5 年 3 月一部改正）
（平成 2 6 年 6 月一部改正）
（令和 8 年 6 月一部改正）

流山市議会

流山市議会基本条例（平成21年3月30日条例第10号）

目 次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の運営原則及び議員の活動原則（第3条—第8条）
- 第3章 市民と議会の関係（第9条・10条）
- 第4章 議会と行政の関係（第11条—第15条）
- 第5章 自由討議の保障及び拡大（第16条）
- 第6章 委員会の活動（第17条）
- 第7章 政務活動費（第18条）
- 第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条—第24条）
- 第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第25条—第27条）
- 第10章 条例の検証及び見直し手続（第28条）

附則

流山市政は、流山市民（以下「市民」という。）の負託によるものであって、その権利の源は市民にある。その権能は、選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と選挙によって選ばれた議員によって構成される流山市議会（以下「議会」という。）が、市民福祉の向上のため、市民の要望を把握して行使する。

この条例は、主権在民を基調とする民主主義の原理に基づいている。

市政の運営は、日本国憲法に基づく二元代表制の下で、市長と議会は市民の負託を更に重く受け止めて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議事機関として、それぞれの異なる特性を活かしながら、競い合い、協力し合わなければならない。そして、市長と議会には、緊張関係の下で、論点及び争点を明確にし、流山市にとって最良の意思を決定することで、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。

新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、住民に最も身近で基礎的な自治体である市町村の自治権を拡充

し、これを生活者の視点に立った「地方政府」に近づけていくことが求められている。

よって議会には、これまで以上に監視、調査、政策立案及び立法の機能強化が求められている。

さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声を汲み取りながら、議員間で自由かつたつな討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

議会は、この崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに流山市議会基本条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会運営における規範的事項を定めることにより、市民の負託に的確にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の伸展に寄与することを目的とする。

◆ 第 1 条の解説 ◆

条例の目的は、議会運営における規範的事項を明文化することにより、市民福祉の向上と市勢の伸展に寄与することであると規定しています。ここでの「地方自治の本旨」とは、日本国憲法で定められている「住民自治」と「団体自治」です。「住民自治」とは、その地域の住民の意志に基づいて地方行政の運営が行われることをいいます。「団体自治」とは、地方の運営は地方の住民の意思を反映した、国とは別個の統治機構によって自主的に団体の事務（地方の行政）を担当する機能を有することをいいます。つまり、国の政府から独立した地方固有の政府の存在を認めるものです。地方の実情は地方によって様々であり、これを国が一元的に処理することは非効率で不合理であるから各地方に決定権を委ねるべきである、という地方分権の考え方の源です。

(他の条例との関係)

第 2 条 第 1 条の規定に基づき、この条例の趣旨に反した議会運

営に関する条例、規則等を制定してはならない。

◆ 第 2 条の解説 ◆

議会運営に係る条例や、規則等を制定する場合には、この議会基本条例の趣旨と整合を図らなければならないことを規定しています。

第 2 章 議会の運営原則及び議員の活動原則

（議会の運営原則）

第 3 条 議会は、次に掲げる原則に基づき運営を行うものとする。

- （１）公開性、公正性、透明性を確保し、市民に開かれた信頼される議会を目指すこと。
- （２）市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視すること。
- （３）市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営を目指すこと。
- （４）議員相互間の討議を十分に尽くして、合意形成に努めること。
- （５）流山市議会会議規則（昭和 42 年流山市議会規則第 1 号。以下「会議規則」という。）、流山市議会委員会条例（昭和 42 年流山市条例第 11 号。以下「委員会条例」という。）及び議会における先例又は申し合わせ事項は、継続して精査し、必要があれば見直しを行うこと。
- （６）分かりやすい言葉、表現を用いた議会運営に努めること。

◆ 第 3 条の解説 ◆

地方公共団体の議会は、住民によって直接選挙された議員で構成される議事機関です。

議事機関とは、議会が地方公共団体の意思を決定する機関であることを意味し、このことは憲法 93 条で定められています。

議会には、条例を制定し、地方公共団体の行政運営の基本的事項を議決し、市政運営のチェックを行う責務があります。その際には、市民の間に存在する多様な関心や意見を集約したものを議会に反映させ、議員相互間の討論を十分に尽くして合意形成することや、分かりやす

い言葉や表現を用いた自律的議会運営に努めなければなりません。
市民の代表にふさわしい、身近で開かれた議会を実現していくために
必要な議会運営の6つの原則を本条において規定しています。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うものとする。

- （1）議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- （2）市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉向上を目指すこと。
- （3）議員立法による積極的な条例提案を行うよう努めること。

◆第4条の解説◆

- ① 議会は、言論の府として多数の議員による合議を重視する組織であり、その役割を果たすため、議員相互間の自由かつ達な討議を推進することを規定しています。
- ② 議員は議会を構成する一員であり、市政全般の課題と市民の多様な関心や意見を的確に把握することに努めて、市民全体の福祉向上のために活動することを規定しています。
- ③ 議員は自己研鑽等によって政策水準の向上を図り、積極的な条例提案を行う活動に努めていくことを規定しています。

（会派）

第5条 議員は、同一理念を共有する他の議員と結成した政策集団として、議会活動を行うための会派を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等において議論を尽くし、その意思を表明することができる。

◆第5条の解説◆

- ① 議員は、同一理念を持つ他の議員と結成した政策集団を、議会活動を行うための会派として届け出るところが出来るとい、会派の結成根拠について規定しています。
- ② 会派は、政策等について十分な議論を尽くしたその意思について、会議において意見表明できることを規定しています。

（代表者会議）

第6条 代表者会議について必要な事項は、流山市議会代表者会

議要綱（平成 21 年流山市議会告示第 1 号）で定めるものとする。

◆ 第 6 条の解説 ◆

代表者会議の目的・構成・運営などについては、流山市議会代表者会議要綱で明確にしていくことを規定しています。

（全員協議会）

第 7 条 全員協議会について必要な事項は、流山市議会全員協議会要綱（平成 21 年流山市議会告示第 2 号）で定めるものとする。

◆ 第 7 条の解説 ◆

全員協議会の目的・構成・運営などについては、流山市議会全員協議会要綱で明確にしていくことを規定しています。

（議長の権限と役割）

第 8 条 議長の権限については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）に定めるところによるものとし、その役割については、会議規則で定めるものとする。

◆ 第 8 条の解説 ◆

議長の権限については、法に定められているものであり、その役割については、会議規則で明確にしていくことを規定しています。

第 3 章 市民と議会の関係

（市民参加及び市民との連携）

第 9 条 議会は、議会活動に関して有する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、説明責任を十分に果たすものとする。

2 議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、政策提案の拡大に努めるものとする。

◆ 第 9 条の解説 ◆

① 議会が市民に対して果たすべき重要な責任は、活動の情報公開によって透明性を高めることや、審議等における論点や争点の説明責任を十分果たすことであると規定しています。

② 市民と議会は、今後も双方向の関係を築いていくことが必要であり、

市民との意見交換の場を多様に設けることにより、市民の関心や意見を把握して、議員の政策立案能力を強化し、政策提案の拡大に努めていくことを規定しています。

（議会報告会）

第 10 条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

◆ 第 10 条の解説 ◆

前条第 2 項の「市民との意見交換の場」の 1 つとして、議会自らが積極的に地域に出向き、直接、市民に対して政策提言など議会活動の状況を報告し、市政に関する情報を提供するとともに、市民の関心や意見を直接お聞きする貴重な機会として議会報告会を位置づけて実施していくことを規定しています。なお、議会報告会の開催単位や報告会での議員の役割等の詳細については、別途定めていくことを規定しています。

第 4 章 議会と行政の関係

（議会と市長等との関係）

第 11 条 議会審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。

2 会議における議員と法第 121 条の規定により議場に出席した者（以下この条において「説明員」という。）は、論点及び争点を明確にしなければならない。

3 会議において、議員は、一問一答方式を積極的に活用し、説明員は、議長の許可を得て、議員の質問等に対して反問することができる。

◆ 第 11 条の解説 ◆

① 議会審議において議員と市長等とは緊張関係を保持することを規定しています。

② 二代表制における議会と説明員とは、緊張関係を保持し、会議の論点及び争点を明確にするために、一般質問での一問一答方式の積極的な活用をすることと、説明員から議員へ反問することができる旨を

規定しています。

（適正な議会費の確立）

第 12 条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる。

◆ 第 12 条の解説 ◆

予算編成権は市長の専決事項ですが、議会は、二元代表制の一翼を担う立場から、適正な議会活動を行うための「議会費」について、議論を十分尽くし、議会自らが「予算要望書」を作成して議長を通じて市長に提出できることを規定しています。

（法第 96 条第 2 項の議決事件）

第 13 条 法第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画を策定することとする。

◆ 第 13 条の解説 ◆

法第 96 条第 1 項では、議会で決定しなければならない（議決）事項を規定していますが、第 2 項で、それら以外に重要なものは条例により決める事ができるという規定になっています。

この議会基本条例では、議会と市長等が透明性の高い責任をともに担うために、市政運営の総合的な指針となる基本構想に基づく基本計画についても、あらたに議決項目とすることを規定しています。

（市長による政策形成過程の説明）

第 14 条 議会は、市長が提案する重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会審議における論点情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、市長に対し、次の各号に掲げる事項の説明を行うよう求めるものとする。

- （１）政策等を必要とする背景
- （２）提案に至るまでの経緯
- （３）市民参加の実施の有無及びその内容
- （４）他の自治体の類似する政策との比較検討
- （５）総合計画における根拠又は位置付け
- （６）政策等の実施に係る財源措置
- （７）将来にわたる政策等の効果及びコスト

◆ 第 14 条の解説 ◆

市長等が、重要な政策等を提案する場合 7 つの条件を示す説明責任のルール化を規定しています。これは、政策水準の向上と、議会審議における、公正性・透明性の確保及び論点の明確化を図るため、政策等を必要とする背景から将来コストまでの説明を求めることで、提出される政策等の信頼性が高まると考えられます。ここで言う重要な政策等とは、中・長期にわたるまちづくりの基本方針や市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業です。

（予算及び決算における説明）

第 15 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めるものとする。

◆ 第 15 条の解説 ◆

市長等は、予算や決算の審議においても、市民の代表である議員の議会審議が深めやすいよう、前条の主旨に準じた分かりやすい説明資料の作成などを行うよう規定しています。

第 5 章 自由討議の保障及び拡大

（自由討議の保障及び拡大）

第 16 条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を重視した運営に努めるものとする。

2 議会は、前項の議員相互間の自由討議を重視し、条例、意見書等の議案提出を積極的に行えるよう努めるものとする。

◆ 第 16 条の解説 ◆

① 議会は討論の場（言論の府）であるとの原則から、議会の会議は、議員間の自由討議を重視した運営に努めていくことを規定しています。

② 自由討議を積極的に推進し、議員間において多様な意見を出し合うことにより、議員自らも、積極的な政策提言や条例提案等に努めることを規定しています。

第 6 章 委員会の活動

(委員会の適切な運用)

第 17 条 議会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性と特性を活かした適切な運営に努めなければならない。

2 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用するものとする。

3 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

4 委員会は、委員会条例に定めるところにより公開しなければならない。

◆ 第 17 条の解説 ◆

① 議会は、委員会のもつ専門性と特性を活かして、市政の諸課題に適切に対応する運営に努めることを規定しています。

② 委員会は適切な運営に当たって、多様な意見聴取の手法として、必要に応じて法に基づく参考人制度や公聴会制度を十分活用していくことについて規定しています。

③ 委員会においても、公正性、透明性を心がけることは勿論のこと、市民にわかりやすい審査に努めることを規定しています。

④ 委員会は、現在、特別な事情を除くほか、許可制ではなく原則公開されおり、今後も委員会条例に沿った透明性のある開かれた運営を行うことを規定しています。

第 7 章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第 18 条 政務活動費は、議員が政策立案又は提案を行うための調査及び研究に資するため交付されるものであることを認識し、流山市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年流山市条例第 1 号。以下「政務活動費条例」という。）に定めるところにより適正に執行しなければならない。

2 政務活動費の収支報告書（領収書等の証拠書類を含む。）及び会計帳簿は、積極的に公表しなければならない。

3 議会は、政務活動費条例の改正に当たっては、議会の役割及

び活動状況を踏まえ、議会内で十分に検討するものとする。

◆ 第 18 条の解説 ◆

① 法を根拠とする政務活動費の交付に関して、既定の条例、規則を遵守し、公正性、透明性の観点から収支報告書及び会計帳簿については、情報公開コーナーにおいて公開し、さらに市議会ホームページにおいても積極的に掲載することを規定しています。また、領収書の公開については、流山市情報公開条例（平成 9 年流山市条例第 1 号）に準じて行っています。

② 政務活動費条例の改正に当たっては、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、将来展望など総合的な見地から、議会の役割や活動状況を踏まえて十分議論することを規定しています。

第 8 章 議会及び議会事務局の体制整備

（災害等の対応）

第 19 条 議会は、大規模災害等の緊急事態の発生時において迅速かつ適切に対応するための組織体制の確立に努めるものとする。

2 大規模災害等の緊急事態の発生時の議会の対応体制、行動基準その他必要な事項は、議会が別に定める。

◆ 第 19 条の解説 ◆

① 大規模災害等の緊急事態の発生時において、議会が迅速かつ適切に対応するために必要な組織体制の確立に努めることを定めたものです。なお「大規模災害等の緊急事態」とは、地震や風水害等の自然災害に限らず、感染症のまん延その他これらに類する事態を含みます。

② 緊急事態発生時における議会の対応体制、行動基準その他必要な事項については、適宜見直して定めることが望ましいため、条例では枠組みを定め、具体的な事項については別に定めるマニュアル等において規定することとしています。

（議員研修の充実強化）

第 20 条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係諸法令等に関する研修を行わなければならない。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

3 議会は議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。

◆ 第 20 条の解説 ◆

① 一般選挙後を経た任期開始後、この条例の理念を共有するために、新しく当選した議員を中心に、議会基本条例をはじめ、議会運営全般に関する基本事項や行政関連の基本的な知識を身につけるための研修を義務付けることを規定しています。

② 議員の資質向上および政策形成、立案能力の向上を目的とした議員研修の充実強化を図っていくことを規定しています。

③ 前項に定める議員研修では、多岐にわたる政策課題に対応するため、各分野からの専門的知識を取り入れた研修に努めていくことを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第 21 条 議会は、議会の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。

2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

◆ 第 21 条の解説 ◆

① 議会の政策提案機能等を補助する、議会事務局の体制整備について規定しています。

② 事務局職員の任命権者である議長は、前項に規定する議会事務局の体制整備のため、大学研究機関や専門家等と積極的な連携を図り、補助機能や専門性の充実強化を図ることが出来ることを規定しています。

(議会図書室の利用)

第 22 条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議会図書室の図書の充実にも努めるものとする。

2 議会は、議会図書室が市民にとって利便性が高いものとなる

よう努めるものとする。

- 3 議会図書室の管理については、流山市議会図書室管理規程（平成20年流山市議会訓令第1号）に定めるものとする。

◆第22条の解説◆

①議会は、法第100条17項の「議会図書室の設置」規定により、官報、広報、刊行物の公文書の保管義務は当然であるが、議員の政策形成及び立案能力向上のため、関連図書を充実すること規定しています。②唯一、過去の議事録や議会に関する文書を保管しているのが議会図書室であることから、市民への情報公開の面からも、議会図書室が市民にとって利便性が高いものとなるよう努めることを規定しています。

（議会広報の充実）

- 第23条 議会は、市議会ホームページ等の情報通信技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政への関心を高めるための体制整備並びに議会広報活動の充実強化に努めるものとする。

◆第23条の解説◆

本条例の第9条で積極的な情報公開を規定していますが、ここでは、その具体的手段として、市政の重要な情報を市民に周知するために、議会ホームページなどICT（インフォメーション&コミュニケーションテクノロジー／情報通信技術）の発達を踏まえた広報の充実に努めていくことを規定しています。

（専門的知見の活用）

- 第24条 議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第100条の2の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

◆第24条の解説◆

市の直面する重要課題に対応するために、議会自らがイニシアチブをとって、大学等研究機関（専門的知見）や専門家等との連携を積極的に活用し、その重要課題の解決を行うことができることを規定しています。

第 9 章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第 2 5 条 議員は、市民の代表として名誉と品位を損なう行為を慎み、また、その地位を利用して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないなど、議員としての責務を正しく認識し、議会の一員として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、流山市議会議員政治倫理条例（平成 1 9 年流山市条例第 1 8 号。以下「政治倫理条例」という。）を、遵守しなければならない。

◆ 第 2 5 条の解説 ◆

議員の活動は多様であり、政治倫理の判断は単純ではないものの、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしない等、議員の責務を正しく認識し、政治倫理条例を遵守した議員活動を行うことを規定しています。

（議員定数）

第 2 6 条 議員定数は、流山市議会議員の定数を定める条例（平成 1 4 年流山市条例第 2 5 号）で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。

3 議員が議員定数を改正する議案を提出するに当たっては、改正理由の説明を付して、議長に提出するものとする。

◆ 第 2 6 条の解説 ◆

① 議員定数については、行財政改革の側面だけでなく、本市が抱える課題や、人口などの将来展望について、参考人制度等の活用により市民の意向を把握しながら総合的に検討していくことを規定しています。

② 定数の改正は、市長の提案権は認めるものの、市民への説明責任を果たすためにも、議員が提案する場合は、総合的な検討に基づいた十分な説明を行うものと規定しています。なお、市民からの直接請求については、この限りではありません。

（議員報酬）

第 27 条 議員報酬は、流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年流山市条例第 64 号）で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用することにより、市民の意向を把握することができる。

3 議会は、前項の規定により把握した結果について、市長に提出することができるものとする。

◆ 第 27 条の解説 ◆

① 報酬の改正については、定数の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用し、市民の意向を把握できることを規定しています。

② 議会は、把握した結果について、議長を通じて市長に提出できることを規定しています。

第 10 章 条例の検証及び見直し手続

（条例の検証及び見直し手続）

第 28 条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を市民に積極的に公表するものとする。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

◆ 第 28 条の解説 ◆

① 条例の検証とその結果の公表について規定しています。この条例の検証については、特別委員会の議論の中では原則 2 年毎が望ましいとされ、検証方法及び公表方法を含めた期間などの詳細については、議会運営委員会で決定するものとしています。

② 検証の結果を受け、必要に応じてその適切な対応措置を講じることを規定しています。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 23 日条例第 1 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 7 日条例第 18 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 27 日条例第 2 号）
この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 18 条（見出しを含む。）の改正規定は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 30 日条例第 20 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 8 年 6 月 9 日条例第 14 号）
この条例は、公布の日から施行する。